

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 目 的</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、<u>2、3、5、6、7、9、11、13、15、17</u>の達成に資するものである。</p>  <p>第2節 計画の効果的促進</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</p> <p><u>6 東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本道の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。</u></p> <p><u>7 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。</u></p> <p>第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 目 的</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、<u>11、13、17</u>の達成に資するものである。</p>  <p>第2節 計画の効果的促進</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5 <u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ</u>、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>1-1 北海道地域防災計画を踏まえた修正</p> <p>1-2 北海道地域防災計画を踏まえた修正</p>

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄																																																																																																										
<p><u>火山防災の日</u>、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。</p>	<p>―防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。</p>	<p>1-13 北海道地域防災計画を踏まえた修正</p>																																																																																																										
<p>第2章 広尾町の地勢と災害の概要</p>	<p>第2章 広尾町の地勢と災害の概要</p>																																																																																																											
<p>1 自然条件</p>	<p>1 自然条件</p>																																																																																																											
<p>(1) 位置及び面積</p>	<p>(1) 位置及び面積</p>																																																																																																											
<p>広尾町は、十勝の南端にあつて、北緯42度17分、東経143度19分に位置している。</p>	<p>広尾町は、十勝の南端にあつて、北緯42度17分、東経143度19分に位置している。</p>																																																																																																											
<p>東部は太平洋、西部は日高山脈、南部はえりも町、北部は大樹町と接しており、東西約31km、南北約29kmで、面積は<u>596.48</u>km²を有している。</p>	<p>東部は太平洋、西部は日高山脈、南部はえりも町、北部は大樹町と接しており、東西約31km、南北約29kmで、面積は<u>596.16</u>km²を有している。</p>	<p>2-1 時点修正</p>																																																																																																										
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																																																																																																											
<p>資料</p>	<p>資料</p>																																																																																																											
<p>気象統計表</p>	<p>気象統計表</p>																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年別</th> <th colspan="3">気温 (°C)</th> <th colspan="3">最大瞬間風速 (m/s)</th> <th colspan="3">最大風速 (m/s)</th> <th rowspan="2">降水量 (mm/年)</th> <th colspan="4">天気日数</th> <th rowspan="2">最大日降水量 (mm)</th> </tr> <tr> <th>平均</th> <th>最高</th> <th>最低</th> <th>風速</th> <th>風向</th> <th>起日</th> <th>風速</th> <th>風向</th> <th>起日</th> <th>不照</th> <th>降雨</th> <th>雪</th> <th>霧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>9.3</td> <td>35.1</td> <td>-15.6</td> <td>24.9</td> <td>WS</td> <td>11月7日</td> <td>16.8</td> <td>W</td> <td>12月8日</td> <td>1,339.5</td> <td>4.6</td> <td>11.8</td> <td>67</td> <td>7.4</td> <td>83.5</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>8.9</td> <td>33.3</td> <td>-13.5</td> <td>29.7</td> <td>W</td> <td>10月24日</td> <td>16.0</td> <td>W</td> <td>10月24日</td> <td>1184.0</td> <td>5.4</td> <td>10.2</td> <td>80</td> <td>7.2</td> <td>109.0</td> </tr> </tbody> </table>	年別	気温 (°C)			最大瞬間風速 (m/s)			最大風速 (m/s)			降水量 (mm/年)	天気日数				最大日降水量 (mm)	平均	最高	最低	風速	風向	起日	風速	風向	起日	不照	降雨	雪	霧	5	9.3	35.1	-15.6	24.9	WS	11月7日	16.8	W	12月8日	1,339.5	4.6	11.8	67	7.4	83.5	6	8.9	33.3	-13.5	29.7	W	10月24日	16.0	W	10月24日	1184.0	5.4	10.2	80	7.2	109.0	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年別</th> <th colspan="3">気温 (°C)</th> <th colspan="3">最大瞬間風速 (m/s)</th> <th colspan="3">最大風速 (m/s)</th> <th rowspan="2">降水量 (mm/年)</th> <th colspan="4">天気日数</th> <th rowspan="2">最大日降水量 (mm)</th> </tr> <tr> <th>平均</th> <th>最高</th> <th>最低</th> <th>風速</th> <th>風向</th> <th>起日</th> <th>風速</th> <th>風向</th> <th>起日</th> <th>不照</th> <th>降雨</th> <th>雪</th> <th>霧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="16" style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	年別	気温 (°C)			最大瞬間風速 (m/s)			最大風速 (m/s)			降水量 (mm/年)	天気日数				最大日降水量 (mm)	平均	最高	最低	風速	風向	起日	風速	風向	起日	不照	降雨	雪	霧	(新設)																<p>2-3 時点修正</p>
年別		気温 (°C)			最大瞬間風速 (m/s)			最大風速 (m/s)				降水量 (mm/年)	天気日数				最大日降水量 (mm)																																																																																											
	平均	最高	最低	風速	風向	起日	風速	風向	起日	不照	降雨		雪	霧																																																																																														
5	9.3	35.1	-15.6	24.9	WS	11月7日	16.8	W	12月8日	1,339.5	4.6	11.8	67	7.4	83.5																																																																																													
6	8.9	33.3	-13.5	29.7	W	10月24日	16.0	W	10月24日	1184.0	5.4	10.2	80	7.2	109.0																																																																																													
年別	気温 (°C)			最大瞬間風速 (m/s)			最大風速 (m/s)			降水量 (mm/年)	天気日数				最大日降水量 (mm)																																																																																													
	平均	最高	最低	風速	風向	起日	風速	風向	起日		不照	降雨	雪	霧																																																																																														
(新設)																																																																																																												
<p>第3章 防災組織</p>	<p>第3章 防災組織</p>																																																																																																											
<p>第1節 防災会議</p>	<p>第1節 防災会議</p>																																																																																																											
<p>1 組織</p>	<p>1 組織</p>																																																																																																											
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																																																																																																											

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>NTT東日本</u>(株)北海道事業部北海道東支店長 日本通運(株)<u>E a s t カンパニーロジスティクス第六部十勝港物流事業所長</u></p> <p>第3節 気象業務に関する計画</p> <p>2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報及び火災 気象通報</p> <p>(略)</p> <p>(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達 ア 種類及び発表基準</p> <p>(ア) 気象に関する特別警報</p> <p>予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそ れが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村 単位で発表される <u>(一部の市町村は分割)</u>。</p> <p>なお、道内では、平成26年9月11日に石狩・空知・胆振地方 で大雨特別警報（土砂災害・浸水害）が発表されている。</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 気象__に関する警報・注意報</p> <p>(略)</p> <p>b 気象注意報（注意報発表基準は、(キ)参照）</p>	<p>東日本電信電話(株)北海道事業部北海道東支店長 日本通運(株)<u>十勝港支店長</u></p> <p>第3節 気象業務に関する計画</p> <p>2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報及び火災 気象通報</p> <p>(略)</p> <p>(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達 ア 種類及び発表基準</p> <p>(ア) <u>気象等</u>に関する特別警報</p> <p>予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそ れが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で 発表される__。</p> <p>なお、道内では、平成26年9月11日に石狩・空知・胆振地方 で大雨特別警報（土砂災害・浸水害）が発表されている。</p> <p>(略)</p> <p>(イ) <u>気象等</u>に関する警報・注意報</p> <p>(略)</p> <p>b 気象注意報（注意報発表基準は、(キ)参照）</p>	<p>3-2 会社名の変更 による修正</p> <p>3-13 北海道地域防 災計画を踏ま えた修正</p> <p>3-14 北海道地域防 災計画を踏ま えた修正</p>

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新		旧		備考欄
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。</u>	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。―	3-15 3-16 北海道地域防災計画を踏まえた修正
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
大雨注意報	大雨による <u>土砂災害や浸水害</u> が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。</u> ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大雨注意報	大雨により__災害__が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。__ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
大雪注意報	<u>降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、</u> 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪注意報	__大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。</u>	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。―	

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新		旧		備考欄
雷注意報	<p>落雷のほか、<u>急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害</u>により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>	雷注意報	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が附加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u></p>	
乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>大気の乾燥により火災・延焼等が発生する</u>危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</p>	乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>火災の危険</u>が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</p>	
なだれ注意報	<p>「なだれ」による<u>災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</u></p>	なだれ注意報	<p>「なだれ」により<u>災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u></p>	
着氷注意報	<p>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生する</u>おそれのあるときに発表される。</p>	着氷(雪)注意報	<p>著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</u></p>	
着雪注意報	<p><u>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する(気温0℃付近で発生しやすい)おそれのあるときに発表される。</u></p>	(新設)	<p><u>(新設)</u></p>	

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新				旧				備考欄
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>春・秋に気温が下がって霜が発生することによる</u> 農作物や <u>果実</u> の被害が <u>発生する</u> おそれがあるときに発表される。			霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>早霜や晩霜により農作物への被害が起こる</u> おそれのあるときに発表される。			3-17 釧路地方気象台の警報・注意報基準値変更に伴う修正
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表される。			低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、 <u>冬季</u> の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。			
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>積雪が融解することによる</u> 土砂災害や <u>浸水害</u> が発生するおそれがあるときに発表される。			融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>浸水、土砂災害等の災害</u> が発生するおそれがあるときに発表される。			
(略)				(略)				
(カ)警報基準 (数値はいずれも予想値) (令和7年5月29日現在)				(カ)警報基準 (数値はいずれも予想値) (令和5年6月8日現在)				
(略)				(略)				
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18	
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	<u>147</u>		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	<u>153</u>	
洪水	流域雨量指数基準		豊似川流域= <u>32.7</u> 野塚川流域= <u>17.4</u> 楽古川流域= <u>28.2</u> オピツマナイ川流域=8.3 西広尾川流域= <u>16.3</u> 美	洪水	流域雨量指数基準		豊似川流域= <u>32.6</u> 野塚川流域= <u>17.9</u> 楽古川流域= <u>27.9</u> オピツマナイ川流域=8.3 西広尾川流域= <u>16.2</u> 美幌	

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新			旧			備考欄
		幌川流域=15.7 音調津川流域= <u>18.6</u>			川流域=15.7 音調津川流域= <u>19.6</u>	3-18 釧路地方気象 台の警報・注 意報基準値変 更に伴う修正
(キ) 注意報基準 (数値はいずれも予想値) (令和7年5月29日現在) (略)			(キ) 注意報基準 (数値はいずれも予想値) (令和5年6月8日現在) (略)			
大 雨	表面雨量指数基準	13	大 雨	表面雨量指数基準	13	
	土壌雨量指数基準	<u>99</u>		土壌雨量指数基準	<u>94</u>	
洪 水	流域雨量指数基準	豊似川流域= <u>26.1</u> 野塚川 流域= <u>13.9</u>	洪 水	流域雨量指数基準	豊似川流域= <u>26</u> 野塚川流 域= <u>14.3</u>	
		楽古川流域= <u>22.5</u> オピツ マナイ川流域=6.6			楽古川流域= <u>22.3</u> オピツ マナイ川流域=6.6	
		西広尾川流域= <u>13</u> 美幌川 流域=12.5 音調津川流域= <u>14.8</u>			西広尾川流域= <u>12.9</u> 美幌 川流域=12.5 音調津川流域= <u>15.6</u>	
	複 合 基 準	音調津川流域= (6, 9.8)		複 合 基 準	音調津川流域= (6, 9.8)	
(略)			(略)			
(5) 気象情報等 (略)			(5) 気象情報等 (略)			
(イ) 府県気象情報 (十勝地方気象情報) 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表 <u>される</u> 。			(イ) 府県気象情報 (十勝地方気象情報) 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表 <u>する</u> 。			
						3-22 北海道地域防 災計画を踏ま えた修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>(ウ) 台風に関する気象情報</u></p> <p><u>北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。</u></p> <p>(エ) 記録的短時間大雨情報 (略)</p> <p>(オ) 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に十勝地方に発表<u>される</u>。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表<u>される</u>。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> <p>※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）： https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/</p> <p>4 異常現象を発見した者の措置等 (略)</p> <p>(3) 町長の通報（基本法第54条第4項）</p> <p>異常現象に関する通報を受けた町長は、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、必要により次の機関に通報する。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(ウ) 記録的短時間大雨情報 (略)</p> <p>(エ) 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に十勝地方に発表<u>する</u>。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を<u>発表する</u>。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> <p>※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）： https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/</p> <p>4 異常現象を発見した者の措置等 (略)</p> <p>(3) 町長の通報（基本法第54条第4項）</p> <p>異常現象に関する通報を受けた町長は、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、必要により次の機関に通報する。</p>	

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>ア ～ オ (略)</p> <p>オ 釧路地方気象台 (電話0154-31-<u>5146</u>・FAX0154-32-0682)</p> <p style="text-align: center;">第4章 災害予防計画</p> <p>2 配慮すべき事項</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、<u>女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。</u></p> <p>第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画</p> <p>1 食料や防災資機材の確保</p> <p>広尾町災害時備蓄計画「2 基本的な考え方について」に基づき、自助・共助・公助が互いに連携しながら<u>次の事項にも留意し</u>、物資の確保を図るものとする。</p> <p>また、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。</p> <p><u>(1) 観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。</u></p> <p><u>(2) アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。</u></p> <p><u>(3) 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。</u></p> <p><u>(4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよ</u></p>	<p>ア ～ オ (略)</p> <p>オ 釧路地方気象台 (電話0154-31-<u>5110</u>・FAX0154-32-0682)</p> <p style="text-align: center;">第4章 災害予防計画</p> <p>2 配慮すべき事項</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう__努める。</p> <p>第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画</p> <p>1 食料や防災資機材の確保</p> <p>広尾町災害時備蓄計画「2 基本的な考え方について」に基づき、自助・共助・公助が互いに連携しながら__物資の確保を図るものとする。</p> <p>また、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>3-25</p> <p>連絡先の修正</p> <p>4-2</p> <p>北海道地域防災計画を踏まえた修正</p> <p>4-7</p> <p>北海道地域防災計画を踏まえた修正</p>

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>う、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。</u></p> <p>第4節 相互応援（受援）体制整備計画</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、<u>派遣職員が現地において自活できるように必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、総合防災訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。</u></p> <p>2 相互応援（受援）体制の整備</p> <p>(1) 広尾町</p> <p>ア 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、<u>応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど</u>、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。</p> <p>第5節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>3 自主防災組織の活動</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第4節 相互応援（受援）体制整備計画</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、<u>防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。</u></p> <p>2 相互応援（受援）体制の整備</p> <p>(1) 広尾町</p> <p>ア 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、<u>日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。</u></p> <p>第5節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>3 自主防災組織の活動</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>4-10 北海道地域防災計画を踏まえた修正</p>

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>イ 防災訓練の実施 (略)</p> <p>(ア) ～ (ウ) (略)</p> <p><u>(エ) 避難所開設・運営訓練</u> <u>指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。</u></p> <p>(オ) 救出救護訓練 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。</p> <p>(カ) 図上訓練 町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域住民の立場に立った図上訓練を実施する。</p> <p>第6節 避難体制整備計画</p> <p>1 避難誘導體制の構築 (略)</p> <p><u>(6) 町及び道は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。</u></p> <p><u>(7) 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、町は、日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。</u></p>	<p>イ 防災訓練の実施 (略)</p> <p>(ア) ～ (ウ) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(エ) 救出救護訓練 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。</p> <p>(カ) 図上訓練 町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域住民の立場に立った図上訓練を実施する。</p> <p>第6節 避難体制整備計画</p> <p>1 避難誘導體制の構築 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>4-14 北海道地域防災計画を踏まえた修正</p> <p>4-16 北海道地域防災計画を踏まえた修正</p>

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(㊦) 避難誘導者による現地広報</p> <p>(㊧) 住民組織を通じた広報</p> <p><u>(4) 避難所運営</u></p> <p><u>避難所運営において、市町村は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。</u></p> <p>(5) 被災者の把握</p> <p>被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、<u>道路の寸断や停電の発生等に加え</u>、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。</p> <p>このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、<u>デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できる</u>システムを整備することが望ましい。<u>システムを整備する際には、個人情報</u>の取り扱いや、<u>停電時に備えた非常用電源の確保</u>には十分留意するものとする。</p> <p>また、避難者台帳（名簿）を<u>デジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。</u></p> <p>第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</p> <p>5 外国人に対する対策</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) <u>支援物資の入手方法や広域避難の案内等</u>、多言語による広報の充実</p>	<p>(㊧) 避難誘導者による現地広報</p> <p>(㊨) 住民組織を通じた広報</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 被災者の把握</p> <p>被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、<u>避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。</u></p> <p>このため、避難場所における入所者登録などの重要性について、避難場所担当職員や避難場所管理者に周知徹底を図るとともに、<u>災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。</u>なお、<u>個人データ</u>の取り扱いには十分留意するものとする。</p> <p>また、避難者台帳（名簿）を<u>速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。</u></p> <p>第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</p> <p>5 外国人に対する対策</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) <u>多言語による広報の充実</u></p>	<p>4-21</p> <p>北海道地域防災計画を踏まえた修正</p>

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>ッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。</u></p> <p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害情報収集・伝達計画</p> <p>1 災害情報及び被害状況報告の収集、連絡</p> <p>災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集、連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。</p> <p>災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。</p> <p>町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織<u>や無人航空機、SAR衛星等の</u>情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。<u>その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。</u></p> <p><u>また、通信が途絶している地域で応急活動に当たる場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることとする。</u></p> <p>第2節 災害通信計画</p> <p>1 通信手段の確保等</p> <p>(略)</p> <p>災害時の防災関係機関相互の通信連絡については、<u>NTT東日本</u>(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものと</p>	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害情報収集・伝達計画</p> <p>1 災害情報及び被害状況報告の収集、連絡</p> <p>災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集、連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。</p> <p>災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。</p> <p>町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織__、__情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。__</p> <p>第2節 災害通信計画</p> <p>1 通信手段の確保等</p> <p>(略)</p> <p>災害時の防災関係機関相互の通信連絡については、<u>東日本電信電話</u>(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するも</p>	<p>5-2 北海道地域防災計画を踏まえた修正</p> <p>5-19 会社名の変更による修正</p>

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新				旧				備考欄
災害情報提供先機関一覧				災害情報提供先機関一覧				
機 関 名	所 在 地	電 話	F A X	機 関 名	所 在 地	電 話	F A X	
【指定地方行政機関】 釧路地方気象台	釧路市幸町10丁目	0154-31- <u>5146</u>	32-0682	【指定地方行政機関】 釧路地方気象台	釧路市幸町10丁目	0154-31- <u>5110</u>	32-0682	5-25 連絡先の修正
【指定公共機関】 <u>NTT東日本</u> <u>(株)北海道事業部</u> (委託機関～ <u>NTT東日本(株)</u> －北海道 北海道東支店)	帯広市東3条南12丁目 (連絡先所在地)	0155-23- <u>8921</u> (<u>ビジネス企画</u> 担当)	28-2145	【指定公共機関】 <u>(株)NTT東日本北海道事業部</u> (委託機関～ <u>(株)NTT東日本－北海道 北海道東支店</u>)	帯広市東3条南12丁目 (連絡先所在地)	0155-23- <u>8920</u> (<u>北海道東支店総括担当</u>)	28-2145	5-26 会社名の変更等による修正
日本通運 <u>(株)Eastカンパニー</u> <u>ロジスティクス第六部十勝港物流事業所</u>	広尾町会所前4丁目	2-3115	2-4893	日本通運(株) <u>十勝港支店</u>	広尾町会所前4丁目	2-3115	2-4893	
【公共的団体及び防災上重要な施設の管理者】 —	—	—	—	【公共的団体及び防災上重要な施設の管理者】 <u>北海道銀行(株)広尾支店</u>	<u>広尾町本通7丁目</u>	<u>2-3121</u>	<u>2-4869</u>	5-26 支店の移転による修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新				旧				備考欄
【民間事業者と利用協定を締結している施設】 (令和8年1月13日現在)				【民間事業者と利用協定を締結している施設】 (令和3年2月1日現在)				5-41 施設の閉鎖による修正
施設名	所在地	主な対象者	管理者	施設名	所在地	主な対象者	管理者	
—	—	高齢者・障がい者 基礎疾患のある者 妊産婦 乳幼児及びその保護者	—	民宿ひろお館	並木通西1丁目 1-8	高齢者・障がい者 基礎疾患のある者 妊産婦 乳幼児及びその保護者	株式会社高橋工務店	
10 避難場所の開設 (略)				10 避難場所の開設 (略)				5-42 北海道地域防災計画を踏まえた修正
(3) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 <u>また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。</u>				(3) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。—				
11 避難場所の運営管理等 (略)				11 避難場所の運営管理等 (略)				5-43 北海道地域防災計画を踏まえた修正
(2) 町は、 <u>指定避難所の運営管理に際しては</u> 、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難場所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。				(2) 町は、 <u>マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難場所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難場所運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。</u> なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難場所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行う				

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4) 町は、避難場所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び避難場所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難場所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。<u>その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。</u></p> <p>(5) 町は、<u>被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため</u>、避難場所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難場所の良好な生活環境の継続的な確保<u>及び福祉的な支援の充実</u>のために、町や道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努める</u>とともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(10) 町は、在宅避難者等の支援拠点を設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行う</u></p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4) 町は、避難場所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び避難場所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難場所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。__</p> <p>(5) 町は、__避難場所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難場所の良好な生活環境の継続的な確保__のために、町や道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、<u>衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行う</u>とともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5-43 北海道地域防災計画を踏まえた修正</p> <p>5-44 北海道地域防災計画を踏まえた修正</p>

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>ものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p>(11) ~ (18) (略)</p> <p>13 広域避難 (略)</p> <p>(5) 関係機関の連携 町及び道は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。 <u>この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。</u></p> <p><u>ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理</u> <u>イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保</u> <u>ウ バスなど被災者の移送手段の確保</u> <u>エ 広域避難についての被災者の意向の把握</u> <u>オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング</u> <u>カ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送</u> <u>キ 広域避難先での継続的な支援</u></p> <p>第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 1 派遣要請基準 (略)</p>	<p>(10) ~ (17) (略)</p> <p>13 広域避難 (略)</p> <p>(5) 関係機関の連携 町及び道は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。—</p> <p>第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 1 派遣要請基準 (略)</p>	<p>5-47 北海道地域防災計画を踏まえた修正</p>

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新				旧				備考欄																													
指定部隊長	担当部課	所在地	電 話	指定部隊長	担当部課	所在地	電 話	備考欄																													
第5旅団長	第3部総括班	帯広市 南町南7線31番地	0155-48-5121 内 2231 (当直 2300)	第4普通科連隊長	連隊第3科	帯広市 南町南7線31番地	0155-48-5121 内 3030 (当直 3001)		5-50 連絡先の修正																												
(略)				(略)																																	
5 依頼(通報)先				5 依頼(通報)先																																	
(略)				(略)																																	
(2) 陸上自衛隊第5旅団(緊急やむを得ない場合) 直通 0155-48-5121 (内線: 2231 当直: 2300)				(2) 陸上自衛隊第5旅団(緊急やむを得ない場合) 直通 0155-48-5121 (内線: 2237 当直: 2303)				5-52 連絡先の修正																													
第1.1節 医療救護及び助産計画				第1.1節 医療救護及び助産計画																																	
5 医療及び助産の施設 (令和8年1月13日現在)				5 医療及び助産の施設 (令和4年2月1日現在)																																	
名称	所在地	電 話	診 療 科 目										病 床 数	(歯科) 医 師 数	看 護 師 数	備 考	名称	所在地	電 話	診 療 科 目										病 床 数	(歯科) 医 師 数	看 護 師 数	備 考				
			内 科	外 科	整形外科	小児科	耳鼻咽喉科	消化器内科	循環器内科	脳神経外科	皮膚科	精神科								リハビリ科	歯科	内 科	外 科	整形外科	小児科	耳鼻咽喉科	消化器内科	循環器内科	脳神経外科					皮膚科	精神科	リハビリ科	歯科
国民健康保険病院	公園通南4丁目	2-3111	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	48	4	25		国民健康保険病院	公園通南4丁目	2-3111	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	48	3	27	
クリニックつみ	西1条7丁目	2-0223	○	○			○							1				クリニックつみ	西1条7丁目	2-0223	○	○			○								1				
-	-	-																広尾フアミリークリニック	東1条14丁目	2-2700	○				○							1					

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新														旧														備考欄																																																								
—	—	—												仁愛会 歯科	西2条8 丁目	2- 2347											○	(1)																																																								
広尾中 央歯科 クリニ ック	並木通西 1丁目	2- 6511												広尾中 央歯科 クリニ ック	並木通西 1丁目	2- 6511										○	(1)																																																									
なかの 歯科医 院	本通11丁 目	2- 4228												なかの 歯科医 院	本通11丁 目	2- 4228										○	(1)																																																									
<p>第17節 食料供給計画</p> <p>4 主要食料、副食、調味料等の調達 (略)</p> <p>(1)米穀販売者 (令和8年1月13日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>店 舗 名</th> <th>住 所</th> <th>電 話</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>ローソン広尾サンタ ランド入口店</u></td> <td><u>並木通西1丁 目</u></td> <td><u>8-7008</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本庄水産</td> <td><u>豊似</u></td> <td>5-2101</td> <td>Aコープ<u>サンタ村</u></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)主な食料品小売業者 (令和8年1月13日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>店 舗 名</th> <th>住 所</th> <th>電 話</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ローソン広尾サンタ ランド入口店</u></td> <td><u>並木通西1丁 目</u></td> <td><u>8-7008</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>														店 舗 名	住 所	電 話	備 考	—	—	—		<u>ローソン広尾サンタ ランド入口店</u>	<u>並木通西1丁 目</u>	<u>8-7008</u>		本庄水産	<u>豊似</u>	5-2101	Aコープ <u>サンタ村</u>	—	—	—	—	店 舗 名	住 所	電 話	備 考	<u>ローソン広尾サンタ ランド入口店</u>	<u>並木通西1丁 目</u>	<u>8-7008</u>		<p>第17節 食料供給計画</p> <p>4 主要食料、副食、調味料等の調達 (略)</p> <p>(1)米穀販売者 (平成31年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>店 舗 名</th> <th>住 所</th> <th>電 話</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ファミリーふせ</u></td> <td><u>本通6丁目</u></td> <td><u>2-2052</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本庄水産</td> <td><u>野塚</u></td> <td>5-2101</td> <td>Aコープ<u>野塚店</u> 本庄水産</td> </tr> <tr> <td><u>豊似建設工業</u></td> <td><u>豊似</u></td> <td><u>9-5577</u></td> <td><u>Aコープサンタ村</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)主な食料品小売業者 (平成31年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>店 舗 名</th> <th>住 所</th> <th>電 話</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>														店 舗 名	住 所	電 話	備 考	<u>ファミリーふせ</u>	<u>本通6丁目</u>	<u>2-2052</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		本庄水産	<u>野塚</u>	5-2101	Aコープ <u>野塚店</u> 本庄水産	<u>豊似建設工業</u>	<u>豊似</u>	<u>9-5577</u>	<u>Aコープサンタ村</u>	店 舗 名	住 所	電 話	備 考	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		5-81 閉店、移転、 開店による修 正
店 舗 名	住 所	電 話	備 考																																																																																	
—	—	—																																																																																		
<u>ローソン広尾サンタ ランド入口店</u>	<u>並木通西1丁 目</u>	<u>8-7008</u>																																																																																		
本庄水産	<u>豊似</u>	5-2101	Aコープ <u>サンタ村</u>																																																																																	
—	—	—	—																																																																																	
店 舗 名	住 所	電 話	備 考																																																																																	
<u>ローソン広尾サンタ ランド入口店</u>	<u>並木通西1丁 目</u>	<u>8-7008</u>																																																																																		
店 舗 名	住 所	電 話	備 考																																																																																	
<u>ファミリーふせ</u>	<u>本通6丁目</u>	<u>2-2052</u>																																																																																		
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																																																																		
本庄水産	<u>野塚</u>	5-2101	Aコープ <u>野塚店</u> 本庄水産																																																																																	
<u>豊似建設工業</u>	<u>豊似</u>	<u>9-5577</u>	<u>Aコープサンタ村</u>																																																																																	
店 舗 名	住 所	電 話	備 考																																																																																	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																																																																		

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第18節 給水計画</p> <p>3 生活用水等の確保</p> <p>(1) 生活用水の確保</p> <p>災害時の生活用水の水源として、基本的に被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、川等の自然水、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。</p> <p><u>なお、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4) <u>協定による給水</u></p> <p><u>災害時の応急給水や応急復旧及び応急復旧用資材の提供等について、必要に応じて水道関係団体や民間事業者等と協定を締結する。</u></p> <p>4 給水の方法</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 浄水装置による給水</p> <p>輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、<u>可搬式浄水施設・設備</u>、浄水装置その他の必要資材を用いて浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>6 給水応援</p> <p>町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道、<u>災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等に対し</u>、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。</p>	<p>第18節 給水計画</p> <p>3 生活用水等の確保</p> <p>(1) 生活用水の確保</p> <p>災害時の生活用水の水源として、基本的に被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、川等の自然水、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4 給水の方法</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 浄水装置による給水</p> <p>輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、<u>浄水装置</u>その他の必要資材を用いて浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>6 給水応援</p> <p>町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。</p>	<p>5-83</p> <p>北海道地域防災計画を踏まえた修正</p> <p>5-84</p> <p>北海道地域防災計画を踏まえた修正</p> <p>5-85</p> <p>北海道地域防災計画を踏まえた修正</p>

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>エ 設置戸数</u> <u>道は町からの要請に基づき設置戸数を決定する。</u></p> <p><u>オ 建設型応急住宅の建設地、構造等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>町及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。</u> ・ <u>建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。</u> 但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。 ・ <u>応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。</u> 但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる <p><u>カ 費用</u> <u>救助法及び関係法令の定めるところによる。</u></p> <p>キ ～ サ (略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 地震・津波災害対策計画 第1節 計画推進に当たっての基本となる事項</p>	<p><u>ウ 建設型応急住宅の建設</u> <u>原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。</u></p> <p><u>エ 建設型応急住宅の建設用地</u> <u>町及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。</u></p> <p><u>オ 建設戸数（借上げを含む。）</u> <u>道は町からの要請に基づき設置戸数を決定する。</u></p> <p><u>カ 規模、構造、存続期間及び費用</u></p> <p><u>(7) 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。</u> 但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。</p> <p><u>(イ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。</u> 但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる</p> <p><u>(ウ) 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。</u></p> <p>キ ～ サ (略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 地震・津波災害対策計画 第1節 計画推進に当たっての基本となる事項</p>	

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 ～ 4 (略)</p> <p><u>5</u> 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</p> <p><u>6</u> <u>東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本道の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。</u></p> <p><u>7</u> <u>効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。</u></p> <p>第2節 計画の基本方針</p> <p>2 町民の責務</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) 平常時の備え</p> <p style="padding-left: 20px;">ア ～ ク (略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ケ SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上</u></p> <p>(2) 災害時の対策</p> <p style="padding-left: 20px;">ア ～ カ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>キ インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止</u></p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 ～ 4 (略)</p> <p><u>4</u> <u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第2節 計画の基本方針</p> <p>2 町民の責務</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) 平常時の備え</p> <p style="padding-left: 20px;">ア ～ ク (略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(新設)</u></p> <p>(2) 災害時の対策</p> <p style="padding-left: 20px;">ア ～ カ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(新設)</u></p>	<p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>北海道地域防災計画を踏まえた修正</p> <p>6-4</p> <p>北海道地域防災計画を踏まえた修正</p> <p>6-5</p> <p>北海道地域防災計画を踏まえた修正</p>

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第4節 災害予防計画</p> <p>2 地震に強いまちづくりの推進 (略)</p> <p>(10) 津波に強いまちづくり ア ～ イ (略)</p> <p><u>ウ 町及び道は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するとともに、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>3 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発 (略)</p> <p>防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、<u>女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5節 災害応急対策計画</p> <p>2 地震・津波情報の伝達計画 (略)</p> <p>(1) 緊急地震速報</p>	<p>第4節 災害予防計画</p> <p>2 地震に強いまちづくりの推進 (略)</p> <p>(10) 津波に強いまちづくり ア ～ イ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>エ (略)</p> <p>3 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発 (略)</p> <p>防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう__努める。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 災害応急対策計画</p> <p>2 地震・津波情報の伝達計画 (略)</p> <p>(1) 緊急地震速報</p>	<p>6-14 北海道地域防災計画を踏まえた修正</p> <p>6-14 北海道地域防災計画を踏まえた修正</p>

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新					旧					備考欄
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	
		数値での発表	巨大地震の場合の発表				数値での発表	巨大地震の場合の発表		
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) <u>巨大な津波が襲い</u> 、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波警報	予想される津波の__高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) __木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	6-29 6-30 北海道地域防災計画を踏まえた修正
		10m (5m<予想高さ≤10m)					10m (5m<予想高さ≤10m)			
		5m (3m<予想高さ≤5m)					5m (3m<予想高さ≤5m)			

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新					旧					備考欄
津波警報	<p>予想される津波の<u>最大波</u>の 高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</p>	<p>3m (1m<予想高さ≦3m)</p>	<p>高い</p>	<p>(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</p>	津波警報	<p>予想される津波の—高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</p>	<p>3m (1m<予想高さ≦3m)</p>	<p>高い</p>	<p>(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</p>	
津波注意報	<p>予想される津波の<u>最大波</u>の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</p>	<p>1m (0.2m≦予想高さ≦1m)</p>	<p>(表記しない)</p>	<p>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</p>	津波注意報	<p>予想される津波の—高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</p>	<p>1m (0.2m≦予想高さ≦1m)</p>	<p>(表記しない)</p>	<p>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</p>	

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>8 津波災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 住民等の避難、安全確保</p> <p>大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合もしくは海面監視により異常現象を発見した場合、町長及び関係機関は、津波来襲時に備え、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう指示等を行うとともに、指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p>	<p>8 津波災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 住民等の避難、安全確保</p> <p>大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合もしくは海面監視により異常現象を発見した場合、町長及び関係機関は、津波来襲時に備え、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう指示__を行うとともに、指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p>	6-39 北海道地域防災計画を踏まえた修正
<p>1 7 生活関連施設対策計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(5) 通信</p> <p>ア 応急復旧</p> <p><u>NTT東日本(株)北海道事業部</u>、(株)NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震・津波災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>3 避難経路の整備</p> <p>避難場所等への安全な移動が確保<u>できる避難経路の整備を行う。また、維持補修に努める。</u></p>	<p>1 7 生活関連施設対策計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(5) 通信</p> <p>ア 応急復旧</p> <p><u>東日本電信電話(株)北海道支店</u>、(株)NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震・津波災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>3 避難経路の整備</p> <p>避難経路への安全な移動を確保するため、<u>維持補修に努める。</u></p>	6-43 会社名の変更による修正
		7-13 事業の追加による修正

広尾町地域防災計画 新旧対照表

新	旧	備考欄								
<p style="color: red;">第10節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項</p> <p style="color: red;">津波避難対策緊急事業を行う地区ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成期間は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; color: red;">津波避難対策緊急事業を行う地区名</td> <td style="width: 35%; text-align: center; color: red;">津波から避難するために必要な緊急に実施されるべき事業の種類</td> <td style="width: 10%; text-align: center; color: red;">目標</td> <td style="width: 40%; text-align: center; color: red;">達成時期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; color: red;">おしらべつ音調津地区</td> <td style="text-align: center; color: red;">避難路その他避難経路の整備に関する事業</td> <td style="text-align: center; color: red;">1箇所</td> <td style="text-align: center; color: red;">令和8年度～令和9年度</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第9章 事故災害対策計画</p> <p>第6節 林野火災予消防計画</p> <p>3 林野火災対策</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4) 林野火災連絡系統は、別紙のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 釧路地方气象台 0154-31-5146 </div> <p style="text-align: center;">(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> NTT東日本北海道 北海道東支店 0155-23-8921 </div> <p style="text-align: center;">(略)</p>	津波避難対策緊急事業を行う地区名	津波から避難するために必要な緊急に実施されるべき事業の種類	目標	達成時期	おしらべつ音調津地区	避難路その他避難経路の整備に関する事業	1箇所	令和8年度～令和9年度	<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第9章 事故災害対策計画</p> <p>第6節 林野火災予消防計画</p> <p>3 林野火災対策</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4) 林野火災連絡系統は、別紙のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 釧路地方气象台 0155-25-2334 </div> <p style="text-align: center;">(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> NTT東日本北海道 北海道東支店 0155-23-8920 </div> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>9-34 連絡先の修正</p>
津波避難対策緊急事業を行う地区名	津波から避難するために必要な緊急に実施されるべき事業の種類	目標	達成時期							
おしらべつ音調津地区	避難路その他避難経路の整備に関する事業	1箇所	令和8年度～令和9年度							